

平成24年度監査結果に対する措置事項等の公表
(教育委員会及び財政局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成24年9月5日(広島市監査公表第34号)
- 2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成25年9月25日(広市教施第60号)
平成25年9月25日(広契物第17号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

| 学校施設の補修について (所管課：教育委員会事務局施設課) | |
|--|---|
| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき定められた広島市契約規則第22条の2の規定により、随意契約により行うことができるのは、修繕は予定価格100万円以下のもの、工事は予定価格250万円以下のものと定められている。また、本市における修繕料と工事請負費等の区分については、財政局財政課が定めている。</p> <p>しかしながら、教育委員会事務局施設課(以下「施設課」という。)における学校施設の修繕に係る予算執行について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(1) 同じ日付で起案、決裁された同一学校の同一の施行内容の2件の修繕があり、これらは施行内容及び予定額からして、本来は1件にまとめて工事として発注すべきものを、2件に分離して修繕として発注していた事例。</p> <p>(2) 同一学校の同一又はほぼ同様の施行内容で起案日(決裁日)がおおむね同じ時期(半月以内)の別々の修繕があり、これらは施行内容及び予定額からして、工事として一括して発注することが適当であると思われるものを、分離して修繕として発注していた事例。</p> <p>この背景には、施設課は、①学校から迅速に施行するよう強い要望を受けたこと、②工事は施設課自ら発注することができないこと、また修繕の場合と比べて、設計、積算など発注準備から工事着手までに時間を要すること、といった事情がある。</p> <p>とはいえ、これらの事例は、分離して発注することの合理性が乏しく、経済的、効率的な予算執行の観点から不適切である。また、予算執行の原則を定めている広島市予算の編成及び執行に関する規則第15条第1項の規定に反するものである。</p> <p>ついては、学校施設の補修に関する事務の執行に当たっては、定められた事務手続により、経済的、効率的な予算執行をされたい。</p> | <p>この度の学校施設の修繕に係る事例は、指摘のとおり、合理性に乏しく、また、経済的、効率的な予算執行の観点から問題があったと考えている。</p> <p>このため、このような事例の再発防止に向け、職場研修、個別指導等を通じて、各職員に対し、事情のいかんにかかわらず規則等を遵守した適正な事務手続を行わなければならないことについて、繰り返し指導するなど、職員の意識改革を徹底して行った。</p> <p>また、学校施設の修繕に係る施行伺回議時に、施設課整備係長、管理係予算担当職員等が、財務会計システム上で当該年度の学校別修繕履歴を確認することとし、複数の者によって、経済的、効率的な予算執行となっているかを確実にチェックする仕組みを取り入れた。</p> |

【監査の意見】

| 学校施設の補修について（所管課：財政局契約部物品契約課） | |
|--|--|
| 監 査 の 意 見 | 対 応 の 内 容 |
| <p>学校などの公共施設は、施設の老朽化とともに補修を要する箇所も、費用も増加傾向にあり、補修を要する施設側においては、迅速な対応を強く望んでいる。</p> <p>本市では、修繕は、施設所管課で直接発注することができるが、建築工事については、原則として都市整備局営繕部営繕課へ、機械、電気等設備工事は同設備課へ、それぞれ依頼して実施することになっている。（広島市事務組織規則第14条第14項及び第15項）</p> <p>また、工事の施行時には、専用帳票を使用し、金額の多寡を問わず、工事設計書、仕様書及び設計図面を作成して添付することとなっているが、修繕の場合は、添付書類についての定めはなく、仕様書以外は必要に応じて添付している。</p> <p>こうしたことから、工事による施行は、設計、積算など発注準備から工事着手までに時間を要するのに対し、修繕の場合は、比較的簡略な手続で施行でき、迅速に対応できるという状況にある。</p> <p>については、本市における施設の補修の実態を踏まえ、「修繕料と工事請負費等の区分」の見直しや施設等の補修工事を施設所管課で発注できるようにするなど、事務の円滑化・効率化と迅速に対応できる執行体制について検討されたい。</p> | <p>本市における施設修繕について、適正な履行の確保に支障のない範囲内でより一層簡略な手続で迅速に発注できるよう、次のとおり随意契約によることのできる施設修繕の発注手続に関する基準等の見直しを行い、平成25年4月1日以降に施行する施設修繕からそれらを適用することとした。</p> <p>(1) 随意契約によることのできる施設修繕の範囲の基準について</p> <p>随意契約によることのできる施設修繕の範囲の基準について、これまでは、工事請負費で施設修繕を施行する場合にあっては、広島市契約規則第22条の2第1号の「工事又は製造の請負」に区分し「予定価格250万円以下」とし、修繕料で施設修繕を施行する場合にあっては、同条第6号の「前各号に掲げるもの以外の契約」に区分し「予定価格100万円以下」としていた。</p> <p>この点、施設修繕の契約の内容は、施設の現状復旧を業者に請け負わせるものであり、実質的には、同条第1号の「工事又は製造の請負」に該当するものであることから、随意契約によることのできる施設修繕の範囲の基準を支出科目にかかわらず「予定価格250万円以下」に改めた。</p> <p>(2) 「仕様書及び設計書」の作成基準について</p> <p>公共工事については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第6条の規定により、「仕様書及び設計書」の作成を適切に実施しなければならないとされている。</p> <p>これまで、施設修繕のうち「予定価格100万円未満」のものについて、同条の適用はないものとして、仕様書のみを作成し、設計書の作成は省略するものとして取り扱い、「予定価格100万円以上」のものについては、営繕課等に施行依頼をした上で「仕様書及び設計書」を作成するものとして取り扱っていた。</p> <p>これを、施設修繕のうち「予定価格250万円以下」のものについては、材料や機器等の品質や数量等が明記され、契約内容の確定及び履行後の検査を適切に行うことのできる仕様書を施設所管課で作成することをもって、品確法第6条に規定する「仕様書及び設計書」を作成したものとみなすこととし、施設所管課において施行できることとした。</p> |

| 監 査 の 意 見 | 対 応 の 内 容 |
|-----------|--|
| | <p>(3) 修繕料と工事請負費の区分について</p> <p>施設修繕に係る支出科目について、1件の予定額が「100万円未満」のものを修繕料とし、「100万円以上」のものを工事請負費として取り扱っていた。</p> <p>前記(1)及び(2)の見直しに伴い、見直し後の事務処理を分かりやすくするため、施設修繕に係る支出科目について、1件の予定額が「250万円以下」のものを修繕料とし、「250万円超」のものを工事請負費として取り扱うこととした。</p> <p>(4) 広島市施設修繕契約約款の作成について</p> <p>施設修繕のうち契約金額100万円以上のものについては、広島市契約規則第26条及び第27条第1項の規定により、契約書を作成する必要があるが、今回の見直しにより設計書の作成を省略できるものについては、今後、契約書に、これまで添付していた広島市建設工事請負契約約款に替えて、新たに作成した広島市施設修繕契約約款を添付することとした。</p> |

平成 2 5 年度監査結果に対する措置事項の公表
(水 道 局)

- 1 監査結果公表年月日
平成 2 5 年 6 月 1 1 日 (広島市監査公表第 2 1 号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成 2 5 年 9 月 1 7 日 (広水施計第 5 8 号)
- 3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

| 杭工事における変更契約について (所管課 : 水道局施設部施設課) | |
|---|---|
| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
| <p>黄金山ポンプ所新築工事において、水道局は、受注者からの協議に基づいて汚泥数量を変更し、併せて契約金額を変更する変更契約を行ったが、受注者から協議のあった現場の施工状況に係る調査・確認及び発生汚泥量の確認を行う際の記録が作成・保存されておらず、設計変更に係る事務手続きが不適切であった。</p> <p>については、今後、設計変更を行うに当たっては、広島市水道局建設工事請負契約約款に基づいて適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>設計変更に係る事務処理に当たり、広島市水道局建設工事請負契約約款 (以下「契約約款」という。) に基づき、受注者から協議があった場合、その変更内容の調査・確認結果を書面にとりまとめるとともに、現場で発生した汚泥量等を確認できる写真及び数量集計表等の記録の作成・保存を行うよう、次のとおり設計施工担当課に周知徹底を図りました。</p> <p>まず、平成 2 5 年 4 月 1 5 日には、今回の事例を受けて、契約約款並びに広島市水道局建設工事設計変更ガイドラインに基づいて適正な事務処理を行うよう設計施工担当課に通知しました。</p> <p>さらに、平成 2 5 年 6 月 2 8 日には、設計変更に係る適正な事務処理の徹底を図るため、「残土及び協議書等に関するチェックリスト」を作成し、このチェックリストの運用により、残土等の処分に関する確認をよりの確に行うよう周知徹底を図りました。</p> |